

合併手続規定による合併の流れのイメージ

総会の議決

合併しようとする商工会の各々の総会において合併を議決する。

債権者保護手続

合併しようとする商工会の債権者の保護のため、合併を公告し、債権者に異議申し立ての機会を与える。

(吸収合併の場合)

(新設合併の場合)

設立に必要な行為

設立委員が定款作成・役員選任等を行う。

合併の認可

行政庁が合併の認可を行う。

合併の登記

合併は合併後存続する商工会 OR 合併によって成立する商工会が登記することによって効力を生じる。

合併の効果

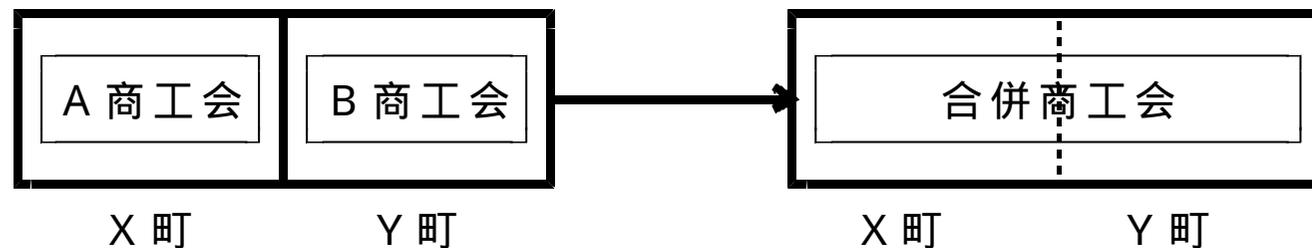
合併後存続する商工会・合併によって成立する商工会は、合併によって消滅した商工会の権利義務を承継する。

合併無効の訴

合併無効の訴は、会員その他、合併を承認しない債権者が提起できる。

合併手続規定により円滑化される合併

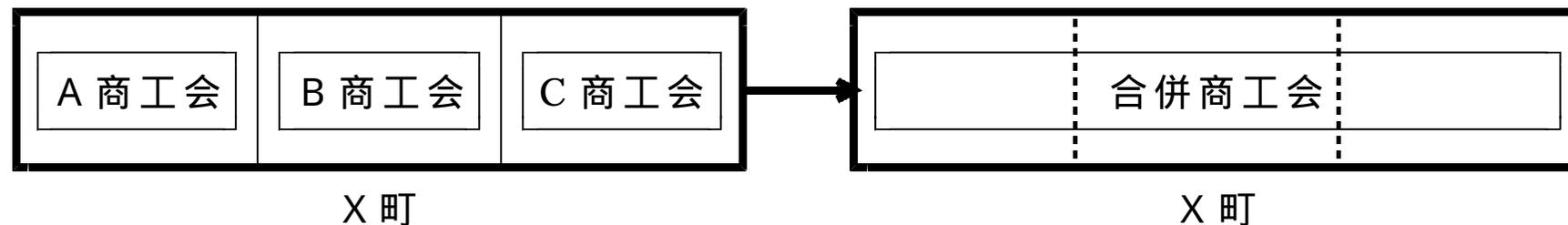
<パターン1> 複数の市町村の全域を地区とする商工会同士の合併



AとBとの合併については、現行法において、通常の設定要件の充足及び以下の条件で認められる。

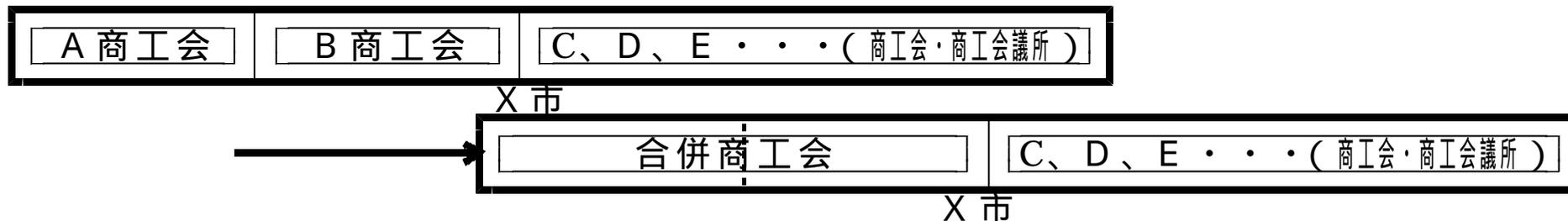
- ・ 合併が商工業の状況により必要であること
- ・ AとBが隣接していること

<パターン2> 市町村合併後に経過的に存続が認められている同一市町村内の一部を地区とする商工会同士の合併で、合併後は市町村内全部が地区となるもの



AとBとCの合併については、現行法において、通常の設定要件を満たせば認められる。

<パターン3> 市町村合併後に経過的に存続が認められている同一市町村内の一部を地区とする商工会同士の合併で、合併後も市町村内の一部が地区となるもの



AとBとの合併については、商工会の地区は一又は二以上の市町村の区域に限られることから現行法では認められていないが、長期にわたり、同一市町村内に多くの商工会が存続している状況に鑑み、法改正により、市町村合併後の特例措置として、通常の設立要件の充足に加え、一定の条件の下に認める。条件としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 商工業の状況により必要であること
- ・ AとBが隣接していること
- ・ 合併の結果、一定以上の規模となること等により商工会活動の効率的かつ効果的実施が図られること。
- ・ 合併が当該市町村全体の商工業の総合的な発達改善にとって重大な支障とならないこと。このことを担保するための手続として、都道府県知事の認可に際し、関係市町村長の意見を反映させること。

< 現行 > パターン 1、2 の合併が許容されている (清算型) 。

< 改正内容 > パターン 1、2 に加え、パターン 3 の合併を許容する (合併型) 。

なお、以下のパターン 4 における B と C の合併は認めない。

<パターン4> 市町村内の一部を地区とする商工会と隣接する他の市町村を地区とする商工会の合併

